

広島県告示第九百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	名 称	海井医科器械株式会社
	主たる事務所の所在地	山口県岩国市御庄二丁目一〇一三
居宅介護支援事業を廃止した事業所	名 称	ホームケア・アドバイザー仁天堂
	所 在 地	大竹市西栄一丁目一四番七号
廃止年月日	平成二十一年九月三〇日	